

障害のあるお子さんへの支援

障害者手帳の交付

身体障害者手帳

身体に障害がある方が、さまざまなサービスを利用する場合に必要となるもので、水戸市長が発行します。

窓 〇 問合せ 障害福祉課(給付係) TEL 232-9173
市役所1階

療育手帳

知的障害のある方が、さまざまなサービスを利用する場合に必要となるもので、茨城県知事が発行します。

窓 〇 問合せ 茨城県中央児童相談所 TEL 221-4150

精神障害者保健福祉手帳

精神疾患のある方が、さまざまなサービスを利用する場合に必要となるもので、茨城県知事が発行します。

窓 〇 問合せ 障害福祉課(給付係) TEL 232-9173
市役所1階

各種手当

特別児童扶養手当	心身または精神に障害のある20歳未満のお子さんを家庭で養育している保護者に対して支給しています。
障害児福祉手当	心身または精神に重い障害があるため、日常生活において常に特別な介護を必要とする20歳未満の方に支給しています。
心身障害児(者)福祉手当	水戸市に1年以上居住し、身体障害者手帳または療育手帳で一定以上の等級に該当する方に支給しています。

※手当の支給には申請が必要となりますので、詳細は担当窓口までお問い合わせください。

窓 〇 問合せ 障害福祉課(管理係) TEL 350-8053
市役所1階

日常動作や集団生活の適応訓練

障害児通所支援

日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。

サービス種別	対象者	サービス内容
児童発達支援	療育が必要な未就学児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度障害児で外出が著しく困難な児童	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等ディサービス	就学中の障害児	生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等(保育所、幼稚園等)に通う障害児	集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

費用

- 費用の1割が原則として自己負担となります。
※所得等に応じた負担上限月額や高額障害福祉サービス等給付費などのしくみによって、負担が重くなりすぎないようになっています。
- サービスを利用する場合の食費や光熱水費などの実費は自己負担となります。
※利用する前に申請が必要です。

窓 〇 問合せ

障害福祉課(認定係) TEL 350-8084
市役所1階
こども発達支援センター「すくすく・みと」
TEL 253-3650 水戸市上水戸4-7-24

介護者へのサポート

短期入所(ショートステイ)

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期的、夜間も含め、施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。

費用

- 費用の1割が原則として自己負担となります。
※ただし所得等に応じた上限の設定などにより、負担が重くなりすぎないようになっています。
※利用する前に申請が必要です。

窓 〇 問合せ 障害福祉課(認定係) TEL 350-8084
市役所1階

日中一時支援事業

介護者の方が、外出・休息をするために、心身障害者(児)を日中に一時的に施設に預けることができます。

費用

- 費用の1割が原則として自己負担となります。
※ただし課税状況等に応じた負担軽減があります。
- 利用料のほか食費などは実費負担となります。
※利用する前に申請が必要です。

窓 〇 問合せ 障害福祉課(認定係) TEL 350-8084
市役所1階

重度心身障害者医療福祉費支給制度(マル福)

健康保険に加入している重度心身障害者の医療費の一部を助成します。(入院時の食事代や医療保険適用外分は助成の対象外です。所得制限があります。)※助成金額、対象者条件、申請手続の詳細については、水戸市ホームページをご覧ください。下記へお問い合わせください。

問合せ 国保年金課 TEL 232-9166 市役所1階22番窓口

ヘルプマーク・ヘルプカードの配付

内部・精神・知的・発達などの障害のある方など、援助や配慮を必要としていることが外見から分からない方の意思表示を支援するため、ヘルプマークやヘルプカードを配付します。

窓口 問合せ 障害福祉課(給付係) TEL 232-9173
市役所1階



ヘルプマーク



ヘルプカード



ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭への手当・助成

児童扶養手当

離婚や死亡などにより、父または母と生計をともにしていない児童の母または父、あるいは父母にかわってその児童を養育している方に対して支給しています。(所得制限があります。)

- 期間** 18歳に達する日以後、最初の3月31日(18歳の年度末)までにある児童
※心身におおむね中度以上の障害(特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障害)がある場合は、20歳に達する日の属する月までとなります。
 - 対象者** 離婚や死亡のほか、父または母が一定の障害の状態にある児童、婚姻によらないで生まれた児童、父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童なども対象となります。
 - 支給額** 受給者の所得額、扶養親族数、児童数などにより算定されます。
 - 支給月** 5月、7月、9月、11月、1月、3月のそれぞれ11日
※支給日が土・日・祝日と重なる場合は直前の金融機関営業日に支給します。
- ☆対象や支給額などの詳細については、市ホームページをご覧ください。
- 窓口** こども政策課(市役所1階)
 - 問合せ** こども政策課 TEL 232-9176

遺児養育手当

両親または父、母が死亡した児童(遺児)を養育している方に対して支給しています。

- 期間** 未就学児から高等学校等を卒業する18歳の年度末まで
 - 対象者** 水戸市に1年以上居住し、対象期間の遺児を家庭で養育している方
 - 支給額**

	遺児1人につき(月額)
父母が死亡	6,000円
父が死亡	3,500円
母が死亡	3,500円
 - 支給月** 毎年3月、9月
 - 持ち物** 遺児の戸籍謄本、在学証明書または学生証(高等学校等在学の場合)、通帳
- ※状況により別途必要書類が発生する可能性があります。
☆対象や支給額などの詳細については、市ホームページをご覧ください。
- 窓口** こども政策課(市役所1階)
 - 問合せ** こども政策課 TEL 232-9176

ひとり親家庭医療福祉費支給制度(マル福)

健康保険に加入しているひとり親家庭のこどもとそのひとり親に対して、医療費の一部を助成しています。(入院時の食事代や医療保険適用外分は助成の対象外です。また、所得制限があります。)

※医療機関窓口での自己負担金は、子ども医療福祉費支給制度 P6 と同様です。

- 対象者** 健康保険に加入していて、かつ水戸市に住民登録がある次の方
 - ①ひとり親家庭の18歳に達する日以後、最初の3月31日(18歳の年度末)までにあたるこどもとその親
 - ②精神・身体の障害により長期にわたって労働力を失っている方の配偶者と18歳年度末までのこども
※障害児や高校在学者の場合は20歳年度末まで延長可。
 - 持ち物**
 - ①健康保険情報が分かるもの(親とこどもの氏名の記載があるもの)
 - ②児童扶養手当を受給している方はその証書、または戸籍謄本(離婚した方は、離婚日記載のもの)、またはひとり親家庭の事実が確認できる証書等
 - ③こどもと親及び扶養義務者(同世帯の祖父母等)の個人番号がわかる書類(マイナンバーカード等)
※状況により、別途必要書類が発生する場合があります。
- 窓口** 国保年金課(市役所1階22番窓口)
 - 問合せ** 国保年金課 TEL 232-9166

母子・父子・寡婦福祉貸付金

ひとり親家庭の方に、経済的自立の助成やこどもの福祉の増進を図るため「修学資金」など各種資金を、低利または無利子でお貸しします。貸付にあたっては、資金の必要性や返済について、審査があります。

対象者 離婚などによりひとり親家庭となり、満20歳未満のこどもを扶養している方等

窓 口 こども政策課(市役所1階)

問合せ こども政策課 TEL 232-9176

ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭の方が、安心して子育てや生活ができるよう、保育や食事でお困りの時に、自宅などに家庭生活支援員(ヘルパー)を派遣します。また、茨城県母子寡婦福祉連合会が実施する自立支援促進事業(パソコン講習会や調剤薬局事務講座など)の託児にも利用できます。

対象者 離婚等によりひとり親家庭となり、満20歳未満のこどもを扶養している方

窓 口 茨城県母子寡婦福祉連合会
母子・父子福祉センター

問合せ 茨城県母子寡婦福祉連合会
母子・父子福祉センター
TEL 029-221-8497
FAX 029-221-8618
メール bosinoie@pastel.ocn.ne.jp

こどもの養育費受取支援補助金

こどもの健やかな育ちを支えるため、養育費及び親子交流の取決めに関する公正証書の作成手数料等を補助します。

対象者 ひとり親の方または離婚協議中で離婚後にこどもを扶養する予定の方

窓 口 こども政策課(市役所1階)

問合せ こども政策課 TEL 232-9176

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

就職に有利で、生活の安定に役立つと市が認めた資格を習得するために、養成機関で6か月以上修学する場合に、給付金を支給します。

対象者 以下のいずれも満たすひとり親家庭の父または母
①児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある方
②養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
③就業または育児と修業の両立が困難である方

対象資格 ①看護師(准看護師を含む)②介護福祉士
③保育士④理学療法士⑤作業療法士
⑥歯科衛生士⑦美容師⑧社会福祉士
⑨製菓衛生師⑩調理師
⑪精神保健福祉士
⑫言語聴覚士
⑬シスコシステムズ認定資格
⑭LPI認定資格
⑮その他、市長が必要と認める資格

支給額 住民税非課税世帯 月額100,000円
(養成機関における最後の12月 140,000円)
住民税課税世帯 月額 70,500円
(養成機関における最後の12月 110,500円)

窓 口 こども政策課(市役所1階)

問合せ こども政策課 TEL 232-9176

